

40年以上続いてきた読書会テキストの調達廃止

議員今期1年目を終え、市政報告を兼ねて支援いただいたり、ある方のお宅を訪ねたところ、行政に対し物申したいことがある、ちょうど良かったというところ、とで詳しいお話を聞くことにした。

その方は、昭和40年代に読書会を立ち上げられ(当時富山市には数十の読書会があったのではないかと予想される)、今なお一会員として読書会に参加しておられるのだという。会員の年齢の問題もあり、会の方が、課題本を会員の自宅に配布し、読了したのち公民館で読書会を行うことを数十年続けてこられたという。ことである。

①読書会について

と、ところが今年度より『特定の方のサービスは継続できない、本は自分で購入してやってくれ』と当局から言わ



上が、民間企業である蔦谷書店が運営する武雄市図書館
下は、ガラス美術館も併設する富山市立図書館
どちらも素晴らしい

れ、今年度から同様の形での読書会ができなくなった。富山市は何とも冷たいではないかというものである。

私は、偶然にも、友人の勧めもあり民間企業が図書館を運営する、佐賀県の竹雄市立図書館を見に行ったばかりで、素晴らしいと思いついて富山市立図書館を見てみると負けず素晴らしいと思いついたので、この話には関心を持った。



富山市では昭和45年前市立図書館が開館し、開館当初より読書会を集活動として行っており、そのため本(読書会用テキスト)を用意していた。その後図書館内で行われるものだけでなく、市民の自発的な活動による読書会へのサービスとして、集団で読むための本を図書館で用意してきた。(このイメージは同じ本を10冊づつ、年間12タイトル程度揃えるというものである。)

図書館法により、図書館は図書館奉仕の為、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助しうるように留意し、概ね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならないとあり、掲げるその6項で、読

書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。と定められている。

読書会への援助は、本来の目的業務なのである。

富山市では昭和45年前市立図書館が開館し、開館当初より読書会を集活動として行っており、そのため本(読書会用テキスト)を用意していた。その後図書館内で行われるものだけでなく、市民の自発的な活動による読書会へのサービスとして、集団で読むための本を図書館で用意してきた。(このイメージは同じ本を10冊づつ、年間12タイトル程度揃えるというものである。)



相応のご負担をお願いしております。『このような書き出しで始まる文面は、伝統がある読書会に対し、やはり、いささか失礼である。財務部では、事務事業の見直し結果を一覧にしてホームページに公表しているが、この読書会テキストの見直しは図書館内部の話であることから、見直し一覽にも掲載されていない。

読書会用テキストの新規購入廃止は、できる限り多くの種類の本を市民の皆様にご利用したいというものであり、これは正しいかもしれない。

しかし、議会はもとより、殆どの市民が知らぬ間に、まさに特定の方が決定したものであることから、市政の最も公の場である議会に提起するものである。

②中心市街地対策について

中央通りのアーケード問題

今年3月22日、北日本新聞に『アーケード維持ピンチ 富山市中央通り 運営負担巡る裁判波紋』というセンセーショナルなタイトルの記事が掲載された。

記事には、協同組合中央通商栄会の運営費負担を巡る富山地裁の判決で、通りに店舗を構

富山市では中心市街地対策として、富山市新規出店サポート事業補助金を交付し、活性化を図っている。今年で10年目を迎えるが、51店舗に活用され、改装費約1億6千万円、家賃補助約3千6百万円等、合計で約1億9千6百万円が税金から助成されている。その内、中央通りでは12店舗が利用している。

(2店舗は既に閉鎖)

この度の判決を受け、その助成を受けた2店舗がアーケードの維持費の支払いを停止したという。

このこと、口をはさむものではないが、この一丸となっていない商店街に出店サポートとして大切な税金を使うこと、市民の理解は得られるであろうか？また、出店サポート事業補助金は、組合の分裂を助長するのではないだろうか？

えても組合員でなければ、支払う義務がないとする判断が示された。●昨年11月27日に富山地裁であった訴訟の第一回口頭弁論に、被告の組合側は答弁書を提出せず、出席もしなかったため、原告の主張が認められた。●争う姿勢を見せなかった理由は、組合側の『財政状況が厳しく、裁判にコストをかけるわけにはいかなかった』ということがその序盤に書かれている。



中心市街地政策を、実施していかれた場合、富山に街らしきものは消滅していったのではないかと考える。自然と都会的な生活を求める人たちの、満足できるレベルの街を、借金

件の判決が出る以前に、協同組合中央通商栄会は、以下の主旨の要望書を富山市に提出している。各店舗の売上減少、組合員数の減少や会費未払いの増加等で厳しい状態である。今後維持費が増大し、アーケードの解体が必須となった時に手が打てなくなることを考えられる。まだ若干でも余力があるうちに解体に踏み切ることが上策と考えており、財政支援をお願いしたいといったものである。

全国的にみてもアーケードの撤去は、ある意味時代の流れであり、国や自治体はその撤去について、助成を行ってきた。国においては、中小企業庁と国土交通省である。中小企業庁は、中小商工業者の保護育成を目的として、消費税増税の機を見て補助政策を打ち出したが、現在はそういった制度は終了しており、今後も予定はないとのこと。

国土交通省は、街づくりの観点から、社会資本整備総合交付金における効果促進事業と認めらた場合、可能性はゼロではないと考えている。